

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 1 5 号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条を第 2 5 条とし、第 2 2 条を第 2 4 条とし、第 2 1 条を第 2 3 条とし、第 2 0 条の 2 を第 2 2 条とし、第 1 5 条から第 2 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 4 条中「第 1 4 条」を「第 1 5 条」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い特別の事情があると認められる時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、市長が別に定める範囲内において、任命権者が定める。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の 2 を第 1 3 条とする。

附則第 2 項中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に、「第 1 3 条第 2 項」を「第 1 4 条第 2 項」に改め、附則第 3 項中「第 1 3 条第 2 項」を「第 1 4 項第 2 項」に改める。

別表第 1 中「第 1 3 条関係」を「第 1 4 条関係」に、

			「	用務員	
				手話通	
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		
			」		